

## 国会の8割が 改憲勢力

# 憲法9条まもるのは国民世論しかない! ヒロシマに求められる役割は大きい

※日本国憲法 前文  
(前略)日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとするため、国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。(後略)

市長に代わり答弁した増田学市民局長は、ヒロシマが核兵器廃絶と世界恒久平和を訴えてきたその基調には、「憲法前文にうたわれた人類全体の公正と信義を求める心を信頼しようとする考え方※」があるとし、今後も憲法の平和主義を基調に、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現にむけて不断の努力を重ねていく決意を表しました。

### 市「憲法の平和主義を基調に努力する」

政府は、「侵略への備え」を口実に、自衛隊と米軍の共同行動の『障害』となつている憲法9条の改悪をたくらんでいます。中森議員は、先制攻撃も辞さないアメリカの考えにくみするのは世界では少数であり、憲法9条の平和条項こそ世界の大勢がめざす目標となりつつあると指摘。また、世論調査で国民の6割が「9条を守るべき」と考える一方、国会では改憲勢力が8割以上を占めていることをあげ、「国民の世論以外に平和憲法を守る力はない」と強調し、あらためて秋葉市長の考えをただしました。

### 憲法9条こそ世界の大勢がめざす目標



本会議 9月28日  
中森辰一議員の一般質問

## ● 9月議会・総務委員会 10月1日 中森辰一議員の質問 ●

### 普天間基地・墜落ヘリ同機種が実践訓練 ヒロシマの米軍施設撤去を求めよ



8月13日、米軍普天間基地の大型輸送ヘリ(CH53D)がイラクへの出撃訓練中に沖縄国際大学に墜落しました。中森議員は、墜落したのと同機種のヘリが、広島と山口の県境にある甲島(かぶとしま)の広島県側のヘリポートで実践訓練していたことについて市の見解を質問。市は、甲島の施設の詳細は知らないとのべ、実態把握も含めて県と協議すると答えました。

中森議員は、被爆地ヒロシマの米軍実践訓練施設の撤去を求めるよう迫ったのに対し、市は甲島の施設が危険なものかどうか把握していないため、状況調査からおこなう考えを示しました。

※大型輸送ヘリCH53Dは、これまでも度々故障による緊急着陸や部品の落下事故を起こし、今年4月には戸河内町に緊急着陸しました。宜野湾市街地の真ん中に位置する米軍普天間基地から飛び立つ同ヘリは、住宅密集地の上空で市街地戦闘を想定した実践訓練を繰り返しおこない、その最中に墜落事故が起きました。同ヘリは最近まで岩国基地に配備されていました。



事故後、飛行を再開した米軍ヘリ。手前は普天間第二小学校(しんぶん赤旗 9月26日付)

### 「被爆建物の保存継承」は 市の基本計画に明記してある



独立行政法人「国立大学財務・経営センター」が所有する広大本部跡地(中区東千田町、約6.9ha)の取得をめぐり、市は本会議で「取得目的があきらかでない」との見解を示しました。

総務委員会で中森議員は、センター所有地にある旧広大理学部1号館(被爆建物)について、「被爆建物等の保存・記録でその継承を図ろうたっている広島市基本計画に照らし、『保存継承』を目的として取得すべき」と求めました。

### 市「被爆建物の保存という目的での購入は成り立つ」

市は、被爆建物の保存という目的で土地建物を購入することは理論的に成り立つが、できるだけ所有者で保存するのが市の基本方針であると説明。その上で、保存する場合は市が土地建物を購入しなければならないとの見解を示し、跡地全体を検討するなかで現実的な対応を考えたいとのべました。

### 「被爆建物の保存」に必要な土地だけでも取得を

市はセンターとの交渉のなかで、センターは借入れする場合などの財源として広大本部跡地を考えているため無償譲渡は無理だが、建物の解体費相当分の減額なら可能かもしれないとの認識は確認できたと報告しました。

中森議員は、跡地全体の取得が財政的に困難であれば、建物保存に必要な最低限の敷地だけ取得することも検討すべきだと指摘し、「跡地全体の利活用」と「理学部建物の保存」は区別するよう求めました。

商店街の空洞化——“自主努力”だけでは歯止めはかからない

# 市が率先して「まちを守る」とりくみを

## 大型店出店問題

### 大店法廃止で大型店の出店ラッシュに

アメリカの「市場開放」要求をうけて大規模小売店舗法(大店法)が2000年に廃止され、代わりに「まちづくり3法」(大規模小売店舗立地法(大店立地法)、中心市街地活性化法、改正都市計画法)ができました。しかし、大型店出店に対して自治体が意見・勧告できるのは、交通、騒音、廃棄物処理などに制限されたため、大型店の出店・撤退は野放し状態。営業時間も届出制となり、広島市でも商店街の空洞化や住環境の悪化など深刻な影響が出ています。

中森議員は、国による大店立地法の指針見直しのなかで政令市におこなったヒアリングで、市はどういう意見をあげたのか質問。市は、公共交通機関の利用促進や必要駐輪台数の算出基準を指針に盛り込むことや、住民意見を店舗計画に反映させるしくみを制度化するよう要望したと報告しました。

### 秋葉市長

「商店街はコミュニティや文化の重要な担い手」

中森議員は、近年の大型店出店ラッシュにより商店街の空洞化が各界で懸念されていることについて市の見解をたずねました。

秋葉市長は、大型店出店で雇用創出や消費者の選択幅の拡大が期待できる一方、商店街の空洞化やコミュニティの衰退が懸念されること、コミュニティの維持、地域の環境や文化の担い手として商店街が重要な役割を果たしているとの認識を示しました。また、現在、国による「まちづくり3法」の有効性の検証や大店立地法の指針見直しなどをふまえ、その立地のあり方を研究したいと答えました。

## 全国で広がる「まちを守る」とりくみ

- 福島県・・・15,000平方メートル以上の「特定大型店」の出店は、県が「個別調整」する方向を打ち出した。
- 仙台市・・・ジャスコ出店問題を契機に、商工会議所などが「まちづくり条例」制定を市に提言。検討作業が進んでいる。
- 尼崎市・・・「商業立地ガイドライン」を制定し、住環境に配慮して店舗面積を制限している。大型店出店の構想段階で市に届けるよう義務付けている。

### 山陽マルナカ・基町出店計画

## 住民意見、商店街への影響ふまえ厳正に対処を

中森議員は、大型店出店の具体的問題として、基町団地の一角(ヒロシマアリーナ跡地)で建設が進む山陽マルナカ広島中央店について市の考えをたずねました。

### 大店立地法に基づいて提出された住民意見書の内容は

市答弁 意見書22件、意見内容は延べ32件。交通渋滞の防止や歩行者の安全対策など、高齢者・児童など交通弱者への配慮を求める意見が目立った。地元小売店の経営悪化や地域コミュニティへの悪影響を懸念する声もあった。

出店予定地周辺は、中央公民館、老人福祉センター、広電バス車庫、スーパー、パチンコ店などが密集し、今でも危険な道。出店でさらに交通量が増えることについてどう考えるか

市答弁 店舗への入庫車両が、歩行者の安全な通行に影響を与えると考える。歩行者の安全確保や交通渋滞の回避を最優先課題とし、地域の実情や住民意見をふまえて審査する。

9月中旬から店舗建築が始まっているが、市の意見をうけてから工事するよう指導すべき

市答弁 大店立地法では、建設関係法令に従っている限り、市の意見を待たずに着工できるが、その場合、着工後に施設計画の変更を求めたり、住民に不信感を与えることもある。着工時期を配慮するよう設置者に要請したが着工に踏み切った。必要に応じて計画の見直しなどを設置者に求めていく。

### 空き店舗が目立つ市営基町店舗についてとりくみは

市答弁 現在、基町店舗280店舗中、約40店舗が空いている。これまでの地区内公募を一般公募にあらため、今年度は12店舗について一般公募することとした。

### 高齢者の暮らし

## それを支える商店街を守る手立てを

### 経済環境委員会で藤井とし子議員が要望

藤井議員は経済環境委員会(9月30日)で、市の意見を待たずに着工した山陽マルナカ広島中央店について、着工後、市の指導に従わない場合はどうなるのか質問。市は、意見に従わない場合、設置者は対応策を提示し、それが不十分であれば市がさらに勧告。なお従わなければ公表し、社会的制裁を受けると説明しました。

藤井議員は、「基町には多くの高齢者が暮らし、それを商店街が支えている。商店街に自主的努力を求めるだけでは暮らしも営業も守れない」と指摘し、小売調整特別措置法なども活用するよう要望。市は、同措置法は大企業と中小企業の間で現に起きている問題を解決するためのものであり、大型店出店の歯止めには使えないと答えました。

## 小規模工事等契約希望者登録制度

# 今年度中に登録受付!

市「希望者が登録しやすい制度めざす」

「小規模工事等契約希望者登録制度」は、不況に苦しむ小規模事業者の仕事おこしとして自治体が小規模工事を発注する制度で、全国262自治体に広がっています。広島市も来年度の導入にむけて準備しており、中森議員は進捗状況について報告を求めました。

市は、現在、広島市など先行都市の例も参考にしながら「制度の骨格部分」を検討しており、今後、詳細な検討を経て今年度中に登録を受け付けると答弁。小規模事業者の受注機会の確保や適正な履行の確保に留意し、希望者ができるだけ登録しやすい制度にしたいとのべました。